専属薬剤師設置免除許可にかかる審査基準

(平成28年12月8日 保健所長決裁)

1 以下のケース1から4のいずれかに該当する医療機関については、医療法第18条ただし書の規定に基づき専属薬剤師設置免除を許可(以下「免除許可」という。) することができるものとする。この場合、免除許可の有効期間は、1年間とする。 なお、一日平均取扱い処方せん枚数は、外来患者に対する院内処方せんの直近6か月の期間における実績に基づいて算出するものとする。

【ケース1】

・標榜する診療科目を問わず、院内における一日平均取扱い処方せん枚数が20 枚を下回る

【ケース2】

・専ら健診専門又は眼科専門(無床診療所に限る)の医療機関である

【ケース3】

- ・院内における一日平均取扱い処方せん枚数が40枚を下回る
- ・標榜する診療科目が単科で、かつ、耳鼻咽喉科、整形外科又は眼科である

【ケース4】

- ・院内における一日平均取扱い処方せん枚数が40枚を下回る
- ・診療時間の過半を超える時間中,非常勤薬剤師を置き薬剤管理体制がとられている
- 2 上記1にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合については、免除許可を行 わないものとする。
 - (1)毒薬、麻薬、第一種向精神薬及び第二種向精神薬(以下「毒薬等」という。) のいずれかを保有又は保有する可能性がある。(ただし、無床診療所で、上記 ケース4に該当する場合を除く。)
 - (2) 計数調剤以外の調剤行為が行われる可能性がある。(混合,混和,希釈,半切,錠剤粉砕,一包化調剤の行為)

附則

この審査基準は、平成28年12月8日から実施する。